

<p>成果物が不完全であった場合やその納入が遅れた場合の取扱い</p> <p>(AがBに補修を求める場合の取扱いなど)</p>	
<p>【注】 特別な合意をしなかった場合には、民法の債務不履行(415条)、請負人の担保責任(634条～636条)、危険負担(534条～536条)に関する規定が適用されます。</p>	
<p>その他連絡事項</p>	

A及びBは、本契約に基づき業務上知り得た情報について、相手方の同意なく無断で、第三者に提供又は漏洩し、本契約以外の目的に利用してはならないものとします。本契約締結後に記載内容に変更が生じた場合は、A、B協議の上書面により別に定めるものとします。

上記の証として、本書2通を作成し、双方記名捺印の上、各々1通を保有します。

平成 年 月 日

〔注文者(A)〕 所在地

氏 名

Ⓜ

連絡先

担当者氏名

〔在宅ワーカー(B)〕 住 所

氏 名

Ⓜ